

集团的自衛権

水交会 研究・普及委員 岩田高明

先月（2月）末、ワシントンを訪れていた安倍総理大臣は、オバマ大統領と初めての日米首脳会談を実施し、その後の記者会見において、「大統領とは、日米同盟強化の方向性について率直に議論し意見の一致を見た」とし、「民主党の3年間で著しく損なわれた日米の絆と信頼を取り戻し、緊密な日米同盟が完全に復活したと自信をもって宣言したい」と述べた。何とも頼もしい限りである。そして、安倍総理大臣がオバマ大統領に話をした日米同盟強化に向けた我が国の取り組みとは「集团的自衛権」、「防衛費の増額」そして「防衛計画の大綱見直し」だと云う。総理が冒頭に掲げた「集团的自衛権」とはどのようなことなのだろうか。

今更のことではあるが、武力攻撃を受けた国が自国を防衛する方法には、大まかに云うと、下図の三種がある。図1は、他国の攻撃を自国の軍隊を以て排除する、いわゆる個別的自衛権による防衛であり、急迫不正の侵害を排除するために武力を使用し必要な行為を行うことは国際慣習法上の権利として定着している。図2は、集团的自衛権による防衛である。安倍総理大臣がオバマ大統領に話をしたのは正にこのことであり、自国と密接な関係にある国に対する侵害を阻止・排除する行為である。図2では、X国から武力攻撃を受けたA国と同盟関係にあるB国が、実力を以てX国を阻止又は排除しているところを示している。この概念は、国際連合憲章に初めて明記され、「この憲章のいかなる規定も、…個別的又は集团的自衛の固有の権利を害するものではない（憲章第51条）」とされている。

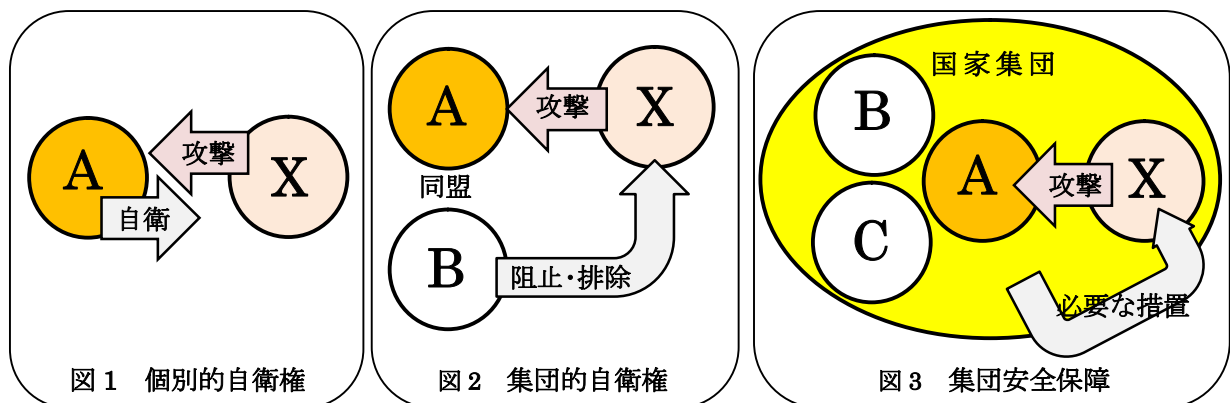


図1及び図2は、いわゆる自衛権の概念であるが、最後の図3は少し趣を異にしている。この集団安全保障 (collective security) の概念は、第一次世界大戦後に米国大統領であったウッドロー・ウィルソンにより提唱され、1919年に国際連盟という形で具現化された。集団安全保障とは、対立関係にある国をも含めた国々が国際的な集団を構成し、集団内の平和破壊行為に対し構成国全体の力をもって対処しようとするものである。この考えは、国際連合に受け継がれている。

さて、それでは我が国の防衛は、どのような体制を採っているのだろうか。日本国憲法を見ると、日本の安全は何とも心許ないものに頼っていることが分かる。憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意（前文）」しているのである。世界の人々は公正かつ信義を守る人達ばかりなので、従って我が国は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」し、「国の交戦権は、これを認めない（9条2項）」と云う。つまり日本国憲法は、図3の集団安全保障体制／ここでは国際連合が有効に機能するという理想の下に成り立っている。その根本は、日本国憲法がマッカーサー三原則に基づいたGHQの指導の下に起草されたことにあるのだが、その後六十年以上に亘って憲法を改正し得なかったのは我々日本人の責任である。集団安全保障体制が機能するには、構成国が自国の国益よりも集団全体の利益を優先させることが必要なのだが、そのような国は未だ見当た

らず、国際連合が平和解決のための組織として充分機能しているとは言い難い。

憲法を制定し、その後主権を回復した日本が直面したのは、冷戦や朝鮮戦争等の厳しい国際情勢である。我が国は自国の防衛について、より現実的な対応を迫られ、その結果として日米安全保障条約が締結された。米国と同盟を組み、我が国に急迫不正な侵害があった場合に、図 2 の集団的自衛権に基づく行動を米国に求めるもので、憲法上我が国が保持しないとする「戦力」を米国軍に補完してもらおうというものである。つまり我が国の防衛は、憲法では集団安全保障の理想を宣言しながら、現実には日米安全保障条約により集団的自衛権が発動されることを期待しているのである。この理想と現実との乖離が、我が国が抱えている種々の防衛問題の根本原因となっている。

本来の集団的自衛権は、同盟等の密接な関係にある国が相互に侵害を排除するという双務的なものであるが、日米同盟は極めて片務的なものになっている。我が国に武力攻撃等の侵害があった場合、米国は日本を守ってくれるが、米国若しくはその軍隊が攻撃を受けた場合に自衛隊は何もできない。「我が国が、国際法上このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然である」が、「憲法 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲に留まるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」というのが政府の公式見解である。命を懸けて日本を守ってくれる米国を自衛隊が援けることは、「必要最小限の範囲」ではないというのだ。自国の防衛を集団的自衛権の発動に委ねておきながら、我が国自体は、憲法の制約上、集団的自衛権を行使できないという自己矛盾こそ、安倍総理大臣が見直そうとしているものである。

戦後長きに亘り、衆参両院は不毛な防衛論議を繰り返してきた。「最小限度の戦力」、「軍事情行動が許される地理的範囲」、「武力行使の三要件」、そして「集団的自衛権」もこの空しい議論の一つであった。これらの問題の多くは、現場において行動する自衛官に皺寄せされることになり、特に、米海軍と共同する機会の多い海上自衛官はしばしば説明困難な事態に遭遇し、それらが作戦遂行上の障害となった。それでも冷戦時代は、日米の対処すべき相手が明確であったこともあり、海上自衛隊と米海軍は緊密な関係を維持することができていたが、近年の国際情勢の変化は、我が国の曖昧な対応を決して許してくれない。集団的自衛権の見直しは急務である。「主権国家である以上、当然」の権利を行使できないというのは、自らを不完全な主権国家と言うに等しい。我が国は、直ちに二枚舌外交を止め、まともな国家となるべきだろう。

日本国憲法が、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」していることは先に述べたが、残念ながら我が国周辺には、国際法や歴史を自己の都合の良いように曲解する国々ばかりが存在しており、とてもではないが信頼することができない。このような国際環境の中で専守防衛の我が国が安全を確保するためには、まずは集団的自衛権を認めることが肝要であろう。その際、憲法を改正するかしないかということは先の議論として、とりあえず政府が憲法解釈を変更すればよいのではないだろうか。「我が国が他国から攻撃を受けた場合に、これを阻止するため、日米安全保障条約第 5 条に基づき行動する米国軍と共同する自衛隊が集団的自衛権を行使することは、我が国を防衛するための必要最小限の範囲に含まれる」と解釈すればよいのである。さして難しいことではないと思うのだが・・・？

(了)